

議案第 15 号

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

墨田区中高層階住居専用地区建築条例（平成 6 年墨田区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「より」を「規定する特別用途地区として」に、「中高層階住居専用地区内における」を「中高層階住居専用地区（以下「中高層階住居専用地区」という。）内の」に改める。

別表中「別表第 2 (5)項第 2 号」を「別表第 2 (1)項第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正により、引用条文に移動があること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。